（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条及び附則第十九条において「昭和四十四年整備法」という。）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）」を削る。

第十八条　昭和四十四年整備法の一部を次のように改正する。

第五条から第八条まで　削除

第八条の二を削る。

第十四条中「旧労災保険法」を「第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」という。）」に改め、同条第一号中「労災保険に係る保険関係及び」を「徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係及び徴収法第四条に規定する」に改める。

第十六条第二項を削る。

第十七条から第二十条までを次のように改める。

第十七条から第二十条まで　削除

第二十一条第一項中「新労災保険法」を「第二条の規定による改正後の労災保険法」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条の見出し及び同条第二項中「労災保険」を「労働者災害補償保険」に改める。

（昭和四十四年整備法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについては、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条から第二十条までの規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による事業主の申請が第二号施行日以後に行われたときは、これらの規定中「労災保険に係る保険関係の成立後」とあるのは、「当該申請の時」とする。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条中「並びに」の下に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十号）附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十八条の規定による改正前の」を加える。

（昭和四十八年労災保険法改正法の一部改正）

第二十一条　昭和四十八年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第三項第一号イ中「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第一項の特別保険料（以下この節において「労災保険の特別保険料」という。）を含む。」を削る。

第百二条第一項中「、同項第三号の二」を「及び同項第三号の二」に改め、「及び労災保険の特別保険料の額」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなった場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に関する前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第九十九条第三項及び第百二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雇用保険法等の一部改正）

第二十四条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改める。

防災庁設置法をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

法律第六十一号

防災庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　防災庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　通則（第五条）
第二節　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職（第六条―第十二条）
第三節　防災庁に置かれる職（第十三条）
第四節　中央防災会議（第十四条）
第五節　施設等機関（第十五条）
第六節　防災局（第十六条）
第七節　雑則（第十七条）
第四章　雑則（第十八条・第十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、防災庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。